

静岡県告示第432号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和6年6月7日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 漁業権者の名称及び所在地
原野谷川非出資漁業協同組合 掛川市上垂木2907番地の1
- 2 漁業権の免許番号
内共第19号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和6年6月7日

別表

改正前					改正後				
<p>(遊漁の方法、規模等の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</p>					<p>(遊漁の方法、規模等の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。</p>				
ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間	ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 総数又は規模	エ 区域	オ 期間
あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣とも、シ ングルフッ クで2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域	3月1日 ～ 10月31日	あまご漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣 <u>餌釣</u>	フライ釣、 和式毛針釣 及びルアー 釣は、シン グルフック で2本ま で。いずれ の方法も針 は「かえ し」ないも のか「かえ し」をつぶ したものど する。 <u>餌釣は、シ ングルフッ クで1本ま でとする。</u>	組合が指定 する繁殖保 護淵を除く 全区域。 <u>ただし、餌 釣は原野谷 川ダムより 下流の区域 に限る。</u>	3月1日 ～ 10月31日
にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣			<u>1月1日</u> ～ <u>12月31日</u>	にじます漁業	フライ釣 和式毛針釣 (テンカラ) ルアー釣 <u>餌釣</u>			<u>3月1日</u> ～ <u>10月31日</u>

<p>2 第1条に定める漁場の区域において、前項表中ア欄の遊漁を行おうとするものは、採捕した魚を収納する容器(ビク等。活かし缶等を含む)を携行してはならない。また当該区域内において前項の漁業で採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6条 第2条の規定による遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。</p> <p>(略)</p>	<p>2 第1条に定める漁場のうち<u>原野谷川ダムより上流</u>の区域において、前項表中ア欄の遊漁を行おうとするものは、採捕した魚を収納する容器(ビク等。活かし缶等を含む)を携行してはならない。また当該区域内において前項の漁業で採捕した魚は、その場で速やかに再放流(キャッチアンドリリース)しなければならない。</p> <p>(略)</p> <p>第6条 第2条の規定による遊漁料は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、1日限りのものとし、次の表の遊漁料に1,000円を付加して得た額とする。</p> <p><u>なお、表中の1年とは、3月1日から10月31日までをいう。</u></p> <p>(略)</p>
---	---

附 則

この規則は、令和6年6月7日から施行する。